

広島県告示第四百五十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二十二条第一項の規定によつて、漁業権を
令和元年六月二十八日次とのおり変更免許した。

令和元年七月一日

広島県知事 湯崎英彦

一 免許番号

共第二百七十六号

二 免許の内容

1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名	称	時	期
第四種共同漁業	たい寄魚漁業		四月一日から一二月三一日まで	

2 漁場の位置及び区域

(1) 位置

豊田郡大崎上島町沖浦地先

(2) 区域

次の一アを結んだ直線とアイを距岸四百メートルで結んだ線とイ二を結んだ直線と
最大高潮時海岸線とによつて囲まれた区域。

基点一 沖浦中の浦鼻

基点二 沖浦観音鼻

ア 一から愛媛県今治市福島西端を見通す線と距岸四百メートルの線との交点
イ 二から今治市小大下島明神鼻を見通す線と距岸四百メートルの線との交点

三 存続期間

令和元年六月二十八日から令和五年八月三十一日まで